



曾我事務所ニュース

2020.2.15

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 ワービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617**一人親方・中小企業主は必ず労災保険の特別加入を！**

俳優の西田敏行さん（日本俳優連合理事長）、落語家の春風亭昇太さん（落語芸術協会会長）らが労災保険の特別加入を求めています。彼らは業務上のけがをしても労災保険の適用がないため、治療費が無料になる労災保険の恩恵が受けられません。労働基準監督署が労災事故で始めにチェックするのは、怪我をした人が「労働者」かどうかということです。芸能人には「職業があつて仕事がない」という人もいますが、業務中に怪我をすると悲惨なことになります。一方、中小企業主や建設業などの一人親方には労災保険の特別加入という制度があります。しかし、十分活用されていない現状です。

同居の親族経営者の配偶者や名ばかり取締役などは労働者性が認められず、労災保険の給付が受けられないこともあります。労働基準監督署は、具体的な事故の時でないで労働者かどうかを判断しません。

労働者であれば、労災保険の給付を受けることができます。労災保険の最大のメリットは治療費が無料になるということです。健康保険は業務災害には使えません。労災保険も健康保険も使えないため、足をくじいただけで治療費が90万円もかかったことがあります。

労災で健康保険を使うことは「労災隠し」になり犯罪です。中小企業主の方、一人親方は至急、労災保険の特別加入の手続きをしてください。特別加入は労働保険事務組合に加入していないとできませんが、簡単な手続きで加入することができます。労災保険の特別加入はさかのぼって加入することはできませんので、お早めにご相談ください。

週 10～20 時間未満で働く障害者の雇用主へ特例給付金

短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会を確保するため、障害者雇用促進法が改正され、週 10 時間以上 20 時間未満の障害者を雇用する事業主に対して特例給付金制度が設けられました（令和2年4月1日施行）。

障害者手帳等を保持すること、1 年を超えて雇用される（見込みを含む）ことが上記に加えた支給対象障害者の要件となります。支給額は、常時使用する労働者数が 100 人を超える事業主の場合は、週 20 時間以上の雇用障害者数を支給人数の上限として、1 人あたり月 7,000 円、100 人以下の場合は 1 人あたり月 5,000 円です。

法定雇用率の対象となる障害者を 1 人も雇用していない企業の場合、支給の対象となりませんのでご注意ください。

健康保険料、3月(4月納付分)から変更！（協会けんぽ）

協会けんぽでは、毎年3月分(4月納付分)から健康保険料、介護保険料の見直しが行われています。～主な支部の健康保険料率は、以下のとおりです～

千葉：9.81% ⇒ 9.75% 東京：9.90% ⇒ 9.87%
 埼玉：9.79% ⇒ 9.81% 神奈川：9.91% ⇒ 9.93%
 茨城：9.84% ⇒ 9.77%



※介護保険料率は、1.73%から1.79%に引き上げられます。

令和2年度、労働者負担分の雇用保険料率は改定なし！（予定）

令和2年度の雇用保険料率は、労働者負担分に関しては変更なしの予定ですが、二事業に係る保険料率が変更され、事業主負担分は改定される可能性があります。

4月分給与からも、下記の料率の雇用保険料率(労働者負担)の予定です。

	雇用保険料率	失業等給付の保険料率	うち		雇用保険二事業の保険料率 (事業主負担)
			労働者負担	事業主負担	
一般の事業	9.0/1000	6/1000	3/1000	3/1000	3.0/1000
農林水産 清酒製造の事業	11.0/1000	8/1000	4/1000	4/1000	3.0/1000
建設の事業	12.0/1000	8/1000	4/1000	4/1000	4.0/1000

高齢者の雇用保険料免除制度の廃止(令和2年4月1日～)

64歳以上の雇用保険被保険者の雇用保険料の納付について、令和元年度までの免除措置が、令和2年度からは廃止されるため、64歳以上の被保険者であっても雇用保険料を納付する必要があります。

令和2年4月1日以降に賃金の締日が到来する給与から、64歳以上の被保険者の雇用保険料の控除を忘れないよう注意が必要です。

令和2年度の年金額は、昨年度から0.2%プラス改定です！

令和2年度の年金額は、昨年度から0.2%プラスで改定されます。

○令和2年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	令和元年度(月額)	令和2年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額)：1人分)	65,008円	65,141円
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,266円	220,724円

※国民年金の支給額は満額受給している方です。

※厚生年金の支給額は、平均的収入(平均標準報酬43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

令和2年度の国民年金保険料は、月額16,540円です！